

# 石川県児童養護施設等環境改善事業 (新型コロナウイルス感染拡大防止を図る事業) 実施要綱

## 1 目的

この事業は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親、児童家庭支援センター（以下、児童養護施設等）における環境の改善により、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図ることを目的とする。

## 2 実施主体

児童養護施設等

## 3 事業の内容及び対象経費

新型コロナウイルス感染拡大防止を図る以下の事業に係る経費

- ①マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品（※1）の購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発等を行う事業を行う経費

（※1）【衛生用品、備品の例】

マスク、消毒液、手荒れ防止用のハンドクリーム、帽子、ゴーグル、エプロン、手袋、ウェストポーチ、ガウン、タオルなど

- ②施設等の個室化に要する改修（※2）、施設等の職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費（研修受講、かかり増し経費（※3））

（※2）感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するためのもの。パーティションの設置や仮設による居室の設置・賃借、空調・換気設備の改修等を含む。

（※3）【かかり増し経費の例】

- I 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当など、法人（施設）の給与規程等に基づき職員に支払われる手当等のほか、非常勤職員を雇上した場合の賃金

※手当等の水準については、社会通念上、相当と認められるものであること。

- II 濃厚接触者等の養育を担当する職員が家庭での感染拡大防止を予防するために宿泊施設等を利用する場合の宿泊費用など、濃厚接触者等を養育する際に必要なかかり増し費用

（①、②ともに令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に実施したものに限り）

## 4 対象事業の制限

国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業については対象としないものとする。

## 附則

この要綱は、令和2年6月26日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年6月16日から施行し、令和4年4月1日から適用する。